平成２１年（フ）第１７０号
茨城県つくば市森の里33番地２
債務者　吉岡　知之
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７１号
茨城県つくばみらい市小張4100番地１・陽光台２丁目203街区１画地レヴィールガーデンつくばみらい平1002
債務者　舩曳　三希
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７２号
茨城県土浦市下高津１丁目２番20号フジハイツ１－Ａ
債務者　佐藤　之也
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９号
茨城県土浦市中村南４丁目１番61号
債務者　豊田　早苗（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９号
茨城県鹿嶋市港ケ丘273番地118
債務者　三森タイ子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７２号
茨城県鹿嶋市平井20番地160鴻池運輸家族寮４－406
債務者　高橋　博和
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８０号
茨城県鹿嶋市神向寺315番地５
債務者　高木　裕健
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８２号
茨城県鹿嶋市平井南52番地県営鹿島アパート１－３－７
債務者　石桁　静代
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ッ木828番地５
債務者　小堀　達也
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１１２号
千葉県東金市東金750番地７
債務者　北村より子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７９号
岐阜県加茂郡八百津町和知2917番地
債務者　伊藤ゆり子
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８０号
岐阜県可児市瀬田1706番地１　シャルムメゾンサトウ103
債務者　山﨑　菜緒
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１６４号
三重県津市羽所町545番地
債務者　奥野　正隆
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３７号
大津市陽明町21番４号
債務者　岡　　良子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１２号
京都府城陽市寺田林ノ口22番地の６　アルカディーナ城陽507号
債務者　竹村　浩子（旧姓中久保）
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８４８号
京都市東山区三条通大橋東入３丁目下る教業町666番地　市営住宅４棟403
債務者　木村　京子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
京都府八幡市男山弓岡５番地　Ｂ４－405
債務者　堀之内多津子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９９号
京都市北区大宮上ノ岸町65番地　鈴木荘２号室
債務者　今井　謙吾
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係